

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成28年12月22日京都市条例第27号)  
(教育委員会事務局指導部学校指導課)

京都市立開智幼稚園を廃止するとともに、次のとおり京都市立楊梅幼稚園の位置を変更することとしました。

名 称	位 置
京都市立楊梅幼稚園	京都市下京区富小路通五条上る本神明町411番地

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例

京都市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立開智幼稚園	京都市下京区麩屋町通仏光寺下る鍋屋町248番地の2
-----------	---------------------------

」

を削り、同表位置の欄中「京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地」を「京都市下京区富小路通五条上る本神明町411番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)